

宮田村景観計画

概要版

ふるさと宮田の心を育む景観づくり

第1章 宮田村の景観の特徴と景観計画の目標

朝夕、四季折々に表情を変えながらもいつもそこに見えるアルプスの山並。その手前に緑の山々や段丘の樹林が暮らしの場を包むように連なります。そこから手入れの行き届いた耕作地が広がり、さらにその中に島のように集落や家並が浮び、なだらかな傾斜の先には天竜川が滔々と流れています。大自然と身近な里山に守られたコンパクトな広がりの中で、人々の暮らしが息づいている。こうしたイメージを彷彿とさせる眺めが、宮田村を代表する景観といえましょう。

地形をはじめとする自然環境と歴史と人々の暮らしの蓄積がつくる、ゆるぎなき宮田村の基本的景観と、互いを気遣うコミュニティの景観、この二つがともに響き合っていることが、ふるさと宮田村の景観の特徴です。

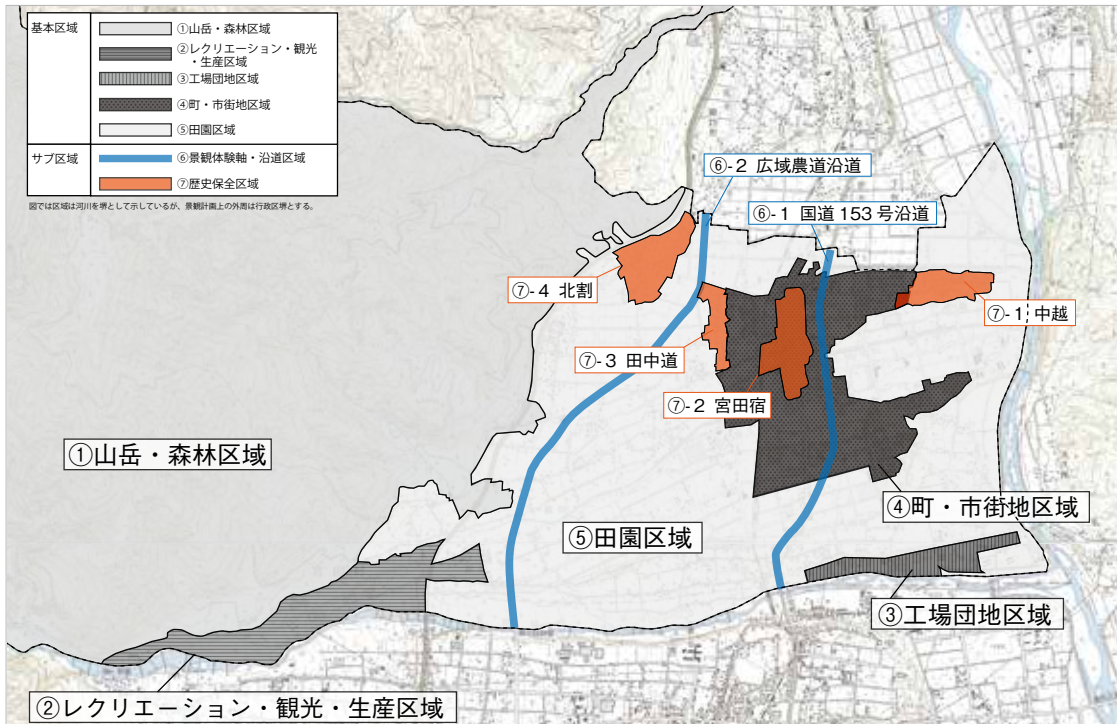
こうした景観の特徴を維持、継承し、磨いていくことによって、宮田村を我がふるさとと感じ、大切にすることを育むことができます。これこそが、宮田村の景観計画の意義であり、究極の目標です。人口減少、農業の担い手不足、新たな大規模道路計画など、社会と空間が大きく変化しつつあるなかで、宮田村の景観の特徴が大きく揺らいでいくことが危惧されます。そのため、これからは意識的に景観の価値を考え、景観づくりに取り組んでいく必要があります。

そこで、宮田村の景観計画の目標を、宮田村の景観の特徴である「自然と歴史と人々の暮らしの蓄積によって形成された基本的景観と、コミュニティによって育まれる景観を、ともに維持、継承し、さらに磨いていくこと」とします。



第2章 景観計画の区域

景観計画の対象範囲は、宮田村全域とします。その上で、主に地形と土地利用に即した地域区分を設定して、区域ごとにその特性を理解し、これを活かした景観づくりの方針、ルールを定めます。区域の設定は、宮田村全域を**5つの基本区域**に区分します。さらに**2種類のサブ区域**を基本区域に重ねることで、より丁寧な景観づくりを図ります。



景観計画の基本区域とサブ区域

基本区域		
①山岳・森林区域	宮田村の西部の山岳、森林の区域	②の北側 + 農振地域区域界 + 水道水源保護地域
②レクリエーション・観光・生産区域	西山山麓観光レクリエーションゾーン、土地利用構想図・工業系地域	ふれあい広場 + 土地利用構想図・工業系区域 + 黒川 + 太田切川
③工場団地	松の原工場団地、土地利用構想図・工業系地域	同左。ただし現状では過半に工場が立地していない村道より北側の部分は除く。
④町・市街地	都市計画用途地域 + 町3区の土地利用構想図・住居系地域	同左。ただしサブ区域の田中道区域東側は除く。
⑤田園区域	上記①～④以外	同左
サブ区域		
⑥景観体験軸・沿道区域	⑥-1 国道 153 号沿道区域 ⑥-2 広域農道沿道区域	村内の各道路の道路端から両側それぞれ幅 30m の区域
⑦歴史保全区域	⑦-1 中越区域 ⑦-2 宮田宿区域 ⑦-3 田中道区域 ⑦-4 北割区域	地形図の分析から抽出された、道と土地利用が約百年間変化していない区域を核として、現状の景観的まとまりから設定した区域で、具体的には6ページの図に示す通り。

第3章 景観形成に関する方針

「自然と歴史と人々の暮らしの蓄積によって形成された基本的景観と、コミュニティによって育まれる景観を、ともに維持、継承し、さらに磨いていく」ための基本的な考え方として、景観形成の全体的な方針を以下のように定めます。

- ① ふるさと宮田村の特徴を眺めとして誰もが実感できる特徴的な景観は、村民共有の資産として、将来にわたりこれを保全、活用します。
- ② 地形と水の流れに基づいて形成されてきた骨格構造を大切にし、秩序ある土地利用によって基本的景観を維持、継承します。
- ③ コミュニティによって形成されてきた宮田村の地域資源である景観を維持、継承、活用します。
- ④ ①から③のために、地域区分を設定し、それぞれの特性に応じた景観形成を図ります。
- ⑤ 景観形成の基準の適用や仕組みは協働によって適切に運用します。

<p>①山岳・森林区域</p> 	<p>いまある自然環境と水源としての森林環境の価値を継承し、活かしていきます。そのため環境保全・管理と、環境の価値を知り、楽しむことができる観光拠点の景観を保全、活用します。また、中央高速自動車道によって分断された暮らしの場と山との繋がりを、里山の緑の眺めによって意識的につなげることを目指します。</p>
<p>②レクリエーション・観光・生産区域</p> 	<p>山岳・森林の自然と宮田村の暮らしを支える水が山から里に降りてくる場所という他にかけがえのない立地特性を活かした現状のレクリエーション・観光・生産活動の価値を継承、活用します。そのために、まず本区域の特性と価値を皆で理解、共有することが大切です。また、この価値を活用するための景観形成では駒ヶ根市と連携協調しながら、魅力向上に資する整備の促進と、魅力を阻害する行為の抑制を図ります。</p>
<p>③工場団地区域</p> 	<p>工場団地全体が、周囲に広がる河川や田園の中にまとまった区域として挿入されていることが明確に感じられる景観形成を図ります。かつては河畔林であり、水辺に立地しているという立地特性に配慮した生産拠点とすることで、優良な工場団地としてのイメージを高めます。宮田村においては村域の端、水流の最下流域に位置しますが、さらに南の地域においては上流の水際に立地し、川の対岸からも眺められるため、村外の環境への配慮を景観への配慮として示します。</p>
<p>④町・市街区域</p> 	<p>町・市街区域は、特徴の異なる地区から成り立っており、それぞれを意識することで、宮田村らしい町・市街地の多面的な魅力と価値を継承し、顔が見えるコミュニティの景観を形成します。田園区域内の集落とは異なる密度と集積を活かして賑わいを感じられる景観形成を図ります。また、建物などの向こうに望める遠景の山並みの見え方を大切に、あわせて本区域内を通る段丘と小田切川、町中をめぐる古くからある水路の存在を活かして、宮田村の骨格構造が市街地でも目に見える景観形成を図ります。</p>
<p>⑤田園区域</p> 	<p>地形と水流の上に何千年も営まれてきた人の暮らしの持続性を尊重し、それを支えてきたコンパクトな暮らしの領域の基本構造を、将来にわたって保全、継承、活用していきます。この基本構造が目に見える景観として表れた、農地の広がりと山並・アルプスへの眺望を保全します。そして住まいや生産施設などが、時刻や季節によって表情を変化させる農地や山並みの魅力を引き立て、両者が調和した景観形成を図ります。またコミュニティの顔が見えるふるさとの景観形成を図ります。</p>
<p>⑥景観体験軸・沿道区域</p> 	<p>多くの人に利用される、あるいは繰り返し利用される景観上重要な動線となる道沿いを指定することで、そこからの眺めや道沿いの景観の整序を図ります。こうした動線からの眺めは、地域の景観イメージを形成する上で重要となります。 まず、宮田村を南北に貫く国道153号と広域農道に対して設定し、今後必要に応じて、重要な動線沿いに設定していきます。</p>
<p>⑦歴史保全区域</p> 	<p>宮田村にはいわゆる歴史的町並みとして風致地区や伝統的建造物群保存地区などのような保存の対象となるような箇所は特に見いだされていません。しかし風土の中で営まれてきた人々の暮らしが自ずと築いてきた調和と特色のある町並みは存在しています。地形図の分析からも浮かび上がってきたこうした場所を、広い意味での歴史的景観、文化的景観としてその価値を新たに認識し、一度失うと再びつくり出ることができない大切な宮田村の地域資源として、将来に継承していくために、歴史保全区域を設定します。</p>

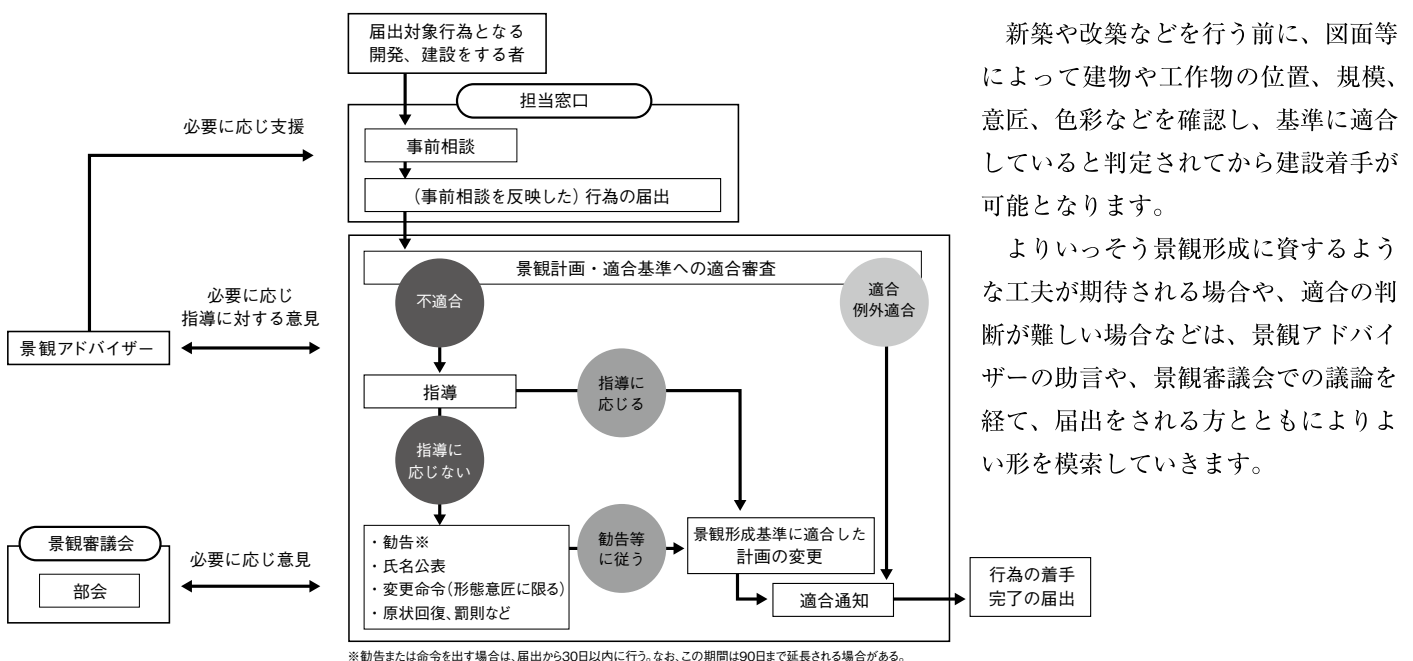
第4章 行為の制限

景観に対する影響の大きい建築物、工作物、土地造成などについて、一定規模以上の行為を行う際に、法にもとづいて事前に届け出ることを義務づけ、その内容が宮田村の景観形成の方針に照らして適当であるかをチェックすることで、景観形成を図っていきます。届出の対象となる行為を表のように定め、また手続きの流れを図に示します。届出対象となった行為に対する、景観形成のために満たすべき基準を次ページの表のように定めます。

基準は、「長野県景観育成計画」を参照しながら、宮田村の現状に即した基準を加えています。すべての区域に共通する基本的な考え方となる事項と、地域区分ごとの景観形成の方針をふまえた事項とがあります。またサブ区域の基準は、当該箇所が含まれる基本区域の基準を適用した上で、さらに配慮すべき事項として示されています。

建築などの行為の際に届出が必要となる対象

対象行為	届出対象規模	
建築物の建築等	(1) 新築、増築、改築 又は 移転	・床面積の合計が10平方メートルを超えるもの
	(2) 外観の変更、修繕、模様替え又は色彩の変更	・変更に係る面積が50平方メートルを超えるもの
工作物の建設等	(3) プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類等	・高さ5メートルを超えるもの。又は築造面積20平方メートルを超えるもの
	(4) 電気供給施設・通信等施設	・高さ8メートルを超えるもの
	(5) 太陽光発電設備等	・発電容量が10キロワットを超えるもの。又は面積100平方メートルを超えるもの
	(6) その他の工作物	・長さ10メートル以上かつ高さ1.5メートル以上。又は高さ5メートルを超えるもの。
(7) 土石の採取又は鉱物の掘採	・面積300平方メートルを超えるもの。又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートルを超えるもの	
(8) 土地の形質の変更	・面積300平方メートルを超えるもの。又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートルを超えるもの	
(9) 屋外における物件の堆積	・堆積の高さ3メートルを超えるもの。又は面積100平方メートルを超えるもの	
(10) (1)～(6)までの建築物又は工作物の外観における公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠	・表示面積3平方メートルを超えるもの	
(11) 木竹の伐採	・伐採する面積が300平方メートルを超えるもの	



新築や改築などを行う前に、図面等によって建物や工作物の位置、規模、意匠、色彩などを確認し、基準に適合していると判定されてから建設着手が可能となります。

よりいっそう景観形成に資するような工夫が期待される場合や、適合の判断が難しい場合などは、景観アドバイザーの助言や、景観審議会での議論を経て、届出をされる方とともによりよい形を模索していきます。

届出対象行為に対する景観形成基準の適合判定の流れ

景観形成基準（抜粋） 注意：以下の表では概要を示すために、文言を簡略化している。実際の基準は景観計画本編を参照のこと。							
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 宮田村の景観の特徴となっている眺望景観と田園景観の質を高めるため、主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。 建築物の建築、工作物の建設等、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいと、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、宮田村景観計画3章の全体的な方針にもとづき、区域別の景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとすること。 景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。 						
	区域	①山岳・森林	②レクリエーション・観光・生産	③工場団地	④町・市街地	⑤田園	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路側に緑を残せるように10メートル以上後退するよう務める。 敷地内にゆとりのある空間を確保する。 			<ul style="list-style-type: none"> 町並みとしての連続性、統一性を確保する。 まとまった公共性の高い空間を生み出す。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地に点在する場合は道路側に空地を確保する。 敷地内にゆとりのある空間を確保する。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 地形の高低差を生かす。りょう線や斜面上部への配置は避ける。 		<ul style="list-style-type: none"> 大径木、樹林、樹木や水路がある場合、これを活かす。 アルプスや西山などへの眺望を極力阻害しない。 			
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図る。 					
		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の基調となる景観に調和し、全体としてまとまりのある形態とする。 					
		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の山並みと調和する形態とする。 		<ul style="list-style-type: none"> 河畔林との見え隠れに配慮する。 		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建築物等の形態との調和に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 背景の山並み及び田園の広がり調和する。
		<ul style="list-style-type: none"> 屋根は原則としてこぎ配屋根で、適度な軒の出を有する。 					
		<ul style="list-style-type: none"> 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とする。 					
		<ul style="list-style-type: none"> 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮する。 					
		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。 					
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮する。 非常階段、パイプ等付帯設備、屋上設備、付帯の広告物等は、目隠しを設けたり、複雑な印象を与えないようにする。 太陽光発電設備等を建築物に設置する際は、建築物にあわせて周囲との調和を図る。 					
<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いる。 反射光のある素材を極力使用しない。 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避ける。 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用する。 							
<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界には樹木等を活用する。 敷地境界には河畔林・緩衝緑地を残し、門、塀等はセットバックして、周辺の景観と調和させる。 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮する。 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感を軽減する。 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮する。 河川・水路等沿いには、樹木・植栽・花などを活用して、水のある景観に配慮する。 							
特定外観意匠に関する付加基準（略）							
開発行為等・土砂の採取及び鉱物の採掘・屋外における物件の集積又は貯蔵・木竹の伐採（略）							

建物高さの基準	①山岳・森林	②レクリエーション・観光・生産	③工場団地	④町・市街地	⑤田園
	最高高さ	9m	9m	9m	10m
別途協議を経た場合の最高高さ	10m	12m (15m)*	15m	15m	12m (15m)*
*宮田村土地利用計画構想図上で工業系地域に指定されている場合					

周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。具体的には区域ごとに左のように高さの基準を定める。なお以下の建築物については、景観審議会の審議を経て村長が認めた場合はこの限りではない。

ア 機能上または公益上必要な建築物
 イ 既存建築物の建替え（本計画施行時に既に高さの基準を超えて立地する建築物で、現在の高さを超えない範囲での建築物の建替え（用途変更しない場合に限る）

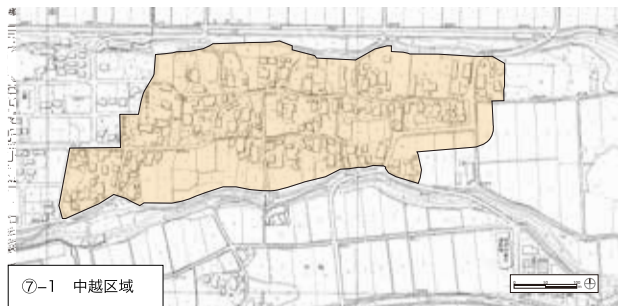
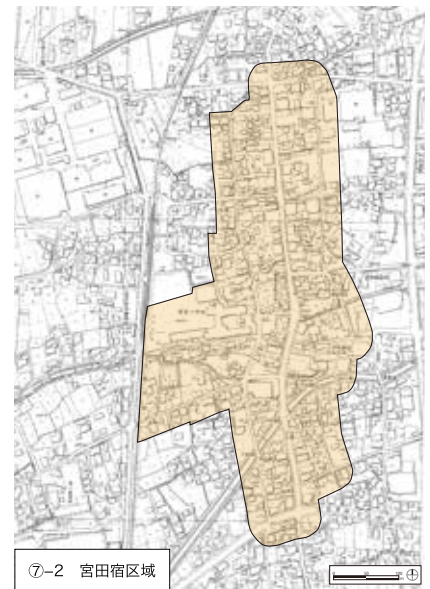
色彩の基準		④町・市街地区域	それ以外の①②③⑤の区域		④町・市街地区域	それ以外の①②③⑤
	外壁	推奨値	彩度4以下	彩度4以下 N以外で明度8以上の場合は彩度2以下		
屋根	推奨値	彩度6以下かつ明度6以下	彩度6以下かつ明度4以下			

*青枠が基準値、黄色枠は推奨値。この図では一部の色相だけを示しているが、すべての色相に共通。

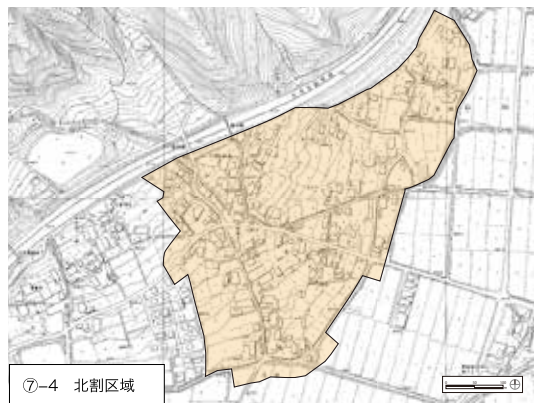
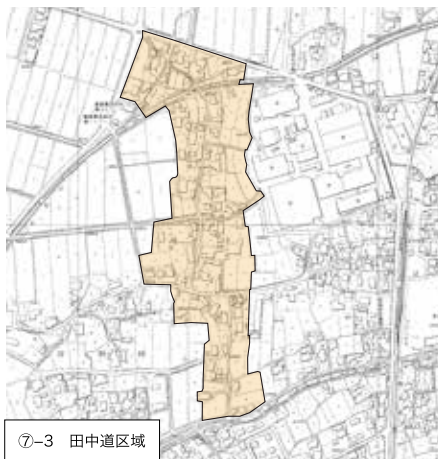
サブ区域の景観形成基準 注意：以下の表では概要を示すために、文言を簡略化している。実際の基準は景観計画本編を参照のこと。

サブ区域の考え方 サブ区域については、基本区域の基準を満たした上で、さらにサブ区域の特色を考慮した以下の事項についても配慮する。

⑥景観体験軸・沿道区域			⑦歴史保全区域	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置	沿道景観の特性にあわせて道路から適切に後退し、眺望の確保に努める。	配置	建て替える場合には原則として既存建物の配置を踏襲し、町並みの構成を保全する。
		地形の変化を感じられるような配置に努める。		地上での太陽光発電設備などは原則として設置しない。やむを得ない場合は道路からできるだけ見えないように配置等を工夫する。
	規模	地上での太陽光発電設備などは原則として設置しない。やむを得ない場合は道路からできるだけ見えないように配置等を工夫する。	規模	建て替える場合には既存建物の軒高、棟の高さを越える規模とならないよう努める。
		地形の変化を感じられるよう、地形に合わせて大規模な建物を分割するよう努める。	形態・意匠	屋根形状、棟の向きは集落に残る伝統的な建物に習うよう努める。 長屋門、蔵等の歴史的価値が高い建物はできるだけ保存する。やむをえず建て替える場合は、従前の建物の位置、規模、形態意匠を踏襲するよう努める。
敷地緑化	沿道全体で統一性、テーマ性のある植栽・花を道路際に設けるよう努める。	材料	既存の伝統的な建物に使われている材料をできるだけ使うよう努める。	
			色彩等	色彩に関する基準値は、基本区域で定めるものと同じとする。推奨値として、外壁、屋根・屋上ともに彩度2以下とする。
			緑化	敷地内にある樹林・農地はできるだけ保全するよう努める。
			その他	特定外観意匠は原則として設置しない。機能上必要な場合には色彩を、外壁、屋根・屋上に対する歴史保全サブ区域に示す基準程度に押さえる。



歴史保全区域



第5章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針

第4章では、景観に与える影響の大きい建築物などの建設、改築の際に届け出と審査を行うことで、景観形成を行う方策を示しました。これに対して、既にある景観上価値の高い建造物や樹木を保全活用するための仕組みをここで示します。歴史的な建造物や樹木については、文化財として保存を図る仕組みがありますが、文化財でなくとも景観資源となるものに光をあてて、それらを**景観重要建造物**、**景観重要樹木**に指定し、景観形成をすすめます。

指定によって、所有者や管理者は外観に関する変更の規制や一定の管理の義務が生じますが、管理協定を結ぶことによる管理の負担の軽減や、建築基準法の制限の一部緩和などが可能となります。ここではその指定の考え方を示し、具体的な指定は、順次行っていきます。指定対象は、**道路や公共の場所から望見することができるもので**、右のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞き、同意を得た上で、指定します。

景観重要建造物の指定の方針	
(ア)	地域の自然、歴史、文化、産業の特色をよく表しているもの
(イ)	住民に親しまれ、シンボリックな存在となっているもの
(ウ)	伝統的な様式や技術が用いられ、地域の規範になっているもの
(エ)	町角に位置する、田園の点景になる、集落のランドマークになるなど、地域の景観形成上重要な位置にあるもの
(オ)	再び造ることが困難なもの
(カ)	住民活動の拠点として活用され、人々に愛されているもの
景観重要樹木の指定の方針	
(ア)	地域の自然、歴史、文化、産業の特色をよく表しているもの
(イ)	寺社林や段丘など、地域の骨格構造を際立たせるもの
(ウ)	住民に親しまれ、シンボリックな存在となっているもの
(エ)	遺跡や文化財の価値の高い建造物や石碑などに近接し、その位置をよく認識させる目印となっているもの
(オ)	町角に位置する、田園の点景になる、集落のランドマークになるなど、地域の景観形成上重要な位置にあるもの
(カ)	品格や風格が備わり、優れた樹容のもの
(キ)	景観体験軸・沿道区域から目につきやすいもの



景観重要建造物のイメージ



景観重要樹木のイメージ

第6章 その他の景観形成のために重要な事項

屋外広告物に関する事項

景観を考える際に、看板などの屋外広告物はとても重要な要素ですが、その具体的な規制は、景観計画や景観条例で定めるのではなく、別途屋外広告物に関する条例によって具体的な規制等が定められます。宮田村では、すでに長野県屋外広告物条例が適用されていますが、今後独自の条例の制定も検討します。それまでは、村、事業者、住民の連携によって、屋外広告物やサインに対する関心を高め、景観形成に寄与する取り組みをすすめていきます。



統一を図った誘導サイン



「三風の会」によるサインデザインの提案の例

公共性の高い施設の整備に関する事項

公共事業として整備される、道路、橋梁、河川施設、都市公園などは、それ自体が地域の骨格となり、宮田村の基本的景観をつくり、さらにアルプスの山並みや広々とした水田への眺望など、景観を眺める場所（視点場）を提供します。これら公共施設は、景観形成の方針や景観形成基準に沿ったものとなることが求められます。また、景観法のなかには**景観重要公共施設**という仕組みがあり、これを使っていくことで、より積極的に景観形成をはかることができるため、積極的に指定をしていきます。



宮田村の重要な公共施設の例（左上から大田切川・国道153号・北の城橋・パノラマロード）

宮農と農地の景観に関する事項

宮田村の景観は、農地を抜きに語ることはできません。水田、畑、果樹園などの農地において農業が営まれているからこそ、宮田村の基本的景観が維持されています。景観法においては、農業振興地域を対象とした**景観農業振興地域整備計画**を策定できるとしています。これは地域の魅力的な景観を保全、創出するために必要な、良好な宮農条件を確保するための仕組みであるため、宮田村においてもその策定を検討します。



宮田村の田園の景観を支える宮農活動

第7章 景観形成に向けての方策

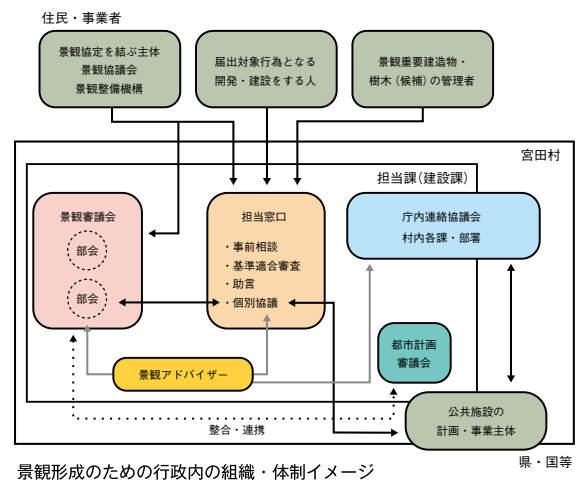
きめ細かい運用による景観形成のための方策

景観計画に限らず、どのような計画や条例でも、それをどのように運用するかによって、成果がわかってきます。また景観形成を目的としていない様々な行為も、結果的に景観として表れてきます。従ってむらづくりとして行われる様々な活動、事業との調整、連携が景観形成には欠かせません。小規模で互いに顔の見える宮田村であるからこそできる、きめ細かい検討、協議を基本として、以下のような運用を行います。

地域での景観形成に関わる議論や活動支援
景観審議会の活用、景観アドバイザーの設置
「(仮)宮田村景観資源マップ」などの資料作成
一定期間後に適切な事後評価とそれに基づく計画見直し

総合的な景観づくりのための体制づくり

むらづくりとして行われる様々な活動、事業との調整、連携が景観形成には欠かせません。そのため、景観協議会の活用や行政内部に課・部署が参加する連絡協議の場を設置していきます。



景観形成のための行政内の組織・体制イメージ

宮田村景観計画策定の目的と特徴

宮田村は平成の大合併と言われた時期にも合併せずに村であり続ける「自律のむらづくり」を選択しました。それから約10年が経過するなかで、村をとりまく環境も日々変わっていきました。人口の減少、中心部の空洞化、伊駒アルプスロードの計画など、様々な課題があります。

宮田村には、これまで景観に関する村独自のルールなどはありませんでした。しかし変化していく社会情勢のなかで、**村の持続的な発展と自律のむらづくりのために、景観への取り組みは不可欠**です。

そのため2014(H26)年度より、本格的に景観計画策定のための調査、検討活動を開始し、2016(H28)年9月には宮田村景観条例が議会で可決制定され、2016(H28)年12月1日に景観行政団体となりました。こうした経緯を経て策定された景観

計画は、宮田村の魅力的な景観を守り、育てていくための考え方と方策を示し、「ふるさと宮田の心を育む景観づくり」の基本となるものです。

宮田村の景観計画の特徴は、小規模で互いに顔の見える宮田村であるからこそできる、**きめ細かい検討、協議を基本**とされていることです。5つの基本区域と2種類のサブ区域を設け、また景観形成基準においては、宮田村の実情に照らした建物高さの基準を設定して、ひとつひとつの届出に対してきめ細かい協議を行いながら、景観づくりを進めていきます。

本景観計画の策定を機に、先に制定された「宮田村むらづくり基本条例」の趣旨にもそった自主的な、また協働による景観づくりをすすめていきましょう。



宮田村景観計画（概要版）平成29年4月

〒399-4392 上伊那郡宮田村98番地 宮田村役場建設課建設係 TEL: 0265-85-5863 FAX: 0265-85-4725
E-mail: kensetu@vill.miyada.nagano.jp